

○東京農業大学動物実験に関する規程

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、生命科学の教育研究における動物実験の重要性とその性質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)並びに各キャンパスが所在する地方自治体の条例等に基づき、東京農業大学(以下「本学」という。)において、動物実験を立案し実施する場合に、遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な実験を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学において行われる哺乳類、鳥類及び爬虫類(以下「実験動物」という。)を利用した教育、試験研究及び生物学的製剤の製造等(以下「動物実験等」という。)に適用する。

2 本学以外の機関において動物実験等を共同で行う場合は、本規程の定めによるものの他、当該機関における規程に基づき、適正に動物実験等を実施しなければならない。

(委員会)

第 3 条 学長は、本学における動物実験等の実施について統括し、諮問組織として、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施のために、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長が委嘱する次の各号に掲げる委員 10 名程度をもって構成する。

(1) 各学部から選出された 1 名以上 3 名以下の教務職員

(2) その他委員会が必要と認めた者 若干名

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員のうちから学長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し主宰する。

5 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

6 任期中に欠員が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会は委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

8 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

9 委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に報告する。

(1) 第 4 条に定める実験責任者が申請した動物実験計画の動物実験等に関する法令、本規程に対する適否

(2) 前号の審査に基づき、許可した動物実験等の実施状況及び結果

(3) 動物実験等で使用する第 10 条に定める施設設備の使用状況及び実験動物の飼養保管状況

(4) その他、動物実験等の適正な実施に必要な事項

- 10 委員長は、動物実験計画の審査終了後、学長に答申をする。学長は、委員会の答申を受け、適正な動物実験計画について承認する。
- 11 委員長は、速やかに申請者に審査結果を通知するものとする。
- 12 委員会は、審査結果について申請者から異議の申し立てがあった場合、可能な限り早期に再審査を行うものとする。ただし、再審査は1回限りとする。
- 13 委員会は、適正な動物実験等の実施並びに適正な実験動物の飼養保管を実施するために、必要な教育訓練を実施する。
- 14 委員会は、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。
- 15 委員会は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、学長の承認を経て定期的に本規程への適合性等に関し、自ら点検及び評価を実施する。
- 16 委員会は、本学における動物実験等に関する情報を、学長の承認を経て定期的に適切な方法により学内外へ公表する。

(実験責任者)

- 第4条 動物実験等を実施する場合は、実験計画ごとに、実験動物及び動物実験等について十分な知識・経験を有する本学の教務職員のうちから、実験責任者を定めなければならない。
- 2 実験責任者は、動物実験等を行うにあたって、事前に所定の様式により委員会に申請を行い、動物実験等の許可を得なければならない。

(実験実施者)

- 第5条 前条に定める実験責任者の指導及び管理下で動物実験等を実施する本学の職員、研究員及び学生等を実験実施者とする。

(飼養従事者)

- 第6条 第4条に定める実験責任者の指導及び管理下で動物実験等を行わず、実験動物の飼養・繁殖・管理のみを行う本学の職員、研究員、学生等及び本学から管理を委託された動物施設職員を飼養従事者とする。

(ライセンスの取得)

- 第7条 実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、委員会が開催する講習会を受講し、動物実験等又は実験動物の飼養・繁殖・管理を行うためのライセンスを取得しなければならない。なお、ライセンス有効期限は、5年とし有効期限を越えて動物実験等又は実験動物の飼養・繁殖・管理を行う場合は、再度講習会を受講し、ライセンスを取得しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、実験、実習及び演習等の授業で行う場合に限っては、事前に担当教員が動物実験等又は実験動物の飼養・繁殖・管理に関する講習会を行うことで、一時的なライセンスと見なすことができる。ただし、卒業論文及び大学院のカリキュラムで動物実験等又は実験動物の飼養・繁殖・管理を行う場合には、必ず委員会の開催する講習会を受講し、ライセンスを取得するものとする。

3 学園祭等催事における展示動物の扱いについては、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年環境省告示第33号)に基づき、担当教員が学生等の指導にあたることとし、ライセンスの取得は不要とする。

(実験計画の立案)

第8条 実験責任者は、委員会に動物実験計画書を提出し、学長に許可された場合は、当該計画書に記載された動物実験等を遂行することができる。

2 実験責任者は、動物実験等の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度にとどめるため、別表1に定める「動物実験等における倫理の原則」に従って適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行い、飼養従事者と協力して適正な動物実験等に必要な飼養環境等の条件を確保しなければならない。また、実験計画の立案にあたっては、必要に応じて委員会において協議を行わなければならない。

3 実験責任者は、供試動物の選択において実験目的に適した動物種の選定、実験の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝的及び微生物的品質、飼養条件等を考慮しなければならない。

4 実験、実習及び演習等の授業で動物実験等を実施する場合には、授業担当者(評価責任者)が、動物実験計画書を作成し、委員会から許可を得なければならない。

(実験動物飼養保管施設及び動物実験室の要件)

第9条 実験動物飼養保管施設及び動物実験室(以下「施設等」という。)は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 実験動物の種に応じた飼養設備、衛生設備及び逸走防止のための設備又は構造を有すること。

(2) 施設等の周辺環境に悪影響を及ぼさないように、臭気、騒音、廃棄物の扱い等の環境衛生面に十分配慮がなされていること。

(3) 動物実験等又は実験動物の飼養・繁殖・管理に関係のない者が、実験動物に接することのないように、必要な措置を講じること。

2 東京農業大学生命科学部高次生命機能解析センター及び応用生命科学部アグロ・トランスレーショナル・リサーチ・センター以外に施設等を必要とする実験責任者は、前項の要件を満たす施設等に限って、所定の設置申請書を提出し、委員会の許可を得た後に使用することができる。

(実験動物飼養保管施設及び動物実験室の維持管理)

第10条 実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、互いに協力し、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 実験動物の適正な飼養保管

(2) 動物実験等を行う施設等の維持管理

(3) 施設等及び周辺環境衛生の保全

(4) その他、委員会において定めた事項

(実験動物の飼養管理)

第11条 実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、第1条に規定する法律及び基準等を踏まえ、次に掲げる適切な飼養管理を行わなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な治療等を行うこと。
- (3) 施設等への実験動物の導入にあたって、実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、他の動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。なお、実験動物の導入にあたっては、別表2に定める「実験動物及び展示動物の検疫並びに微生物的品質に関する基準」に留意すること。
- (4) 実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴、飼養動物数、使用動物数等に関する記録管理を適正に行うよう努めること。
- (5) 実験動物の輸送を行う場合には、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

(安全管理)

第12条 毒性実験、ラジオアイソトープ摂取実験、感染実験、悪性腫瘍を発生させる等の動物実験等については、委員会において、必要に応じて別途審査を行うものとする。

2 実験責任者は、委員会において許可された動物実験等を実施するにあたり、実験実施者及び飼養従事者の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験成績の信頼性が損なわれることのないよう十分に配慮するとともに、次に掲げる適切な安全管理を行わなければならない。

- (1) 実験責任者、実験実施者及び飼養従事者は、施設等及び周囲の汚染防止について、本規程等に定められている事項を遵守するとともに、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払うこと。
- (2) 実験責任者は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。
- (3) 実験責任者及び実験実施者は、遺伝子組換え動物を用いる等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法規等に従うこと。
- (4) 実験責任者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置について定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等の恐れがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。
- (5) 実験責任者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。また、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(実験操作)

第13条 実験責任者及び実験実施者は、別表1に従って目的に合致した的確な実験操作を行い、麻酔等の手段によって、実験動物に無用の苦痛を与えないように配慮しなければならない。

(実験終了時等の措置)

第14条 実験責任者及び実験実施者は、実験を終了した実験動物について、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に定めるところにより、適切な処置を行わなければならない。

2 実験責任者は、実験が終了する年度末に学長に動物実験報告書を提出しなければならない。

(事務)

第15条 動物実験等に関する事務は、総合研究所事務部が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるものの他、動物実験等の適正な実施に関し必要と認める事項は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 次に掲げる取り決めは、廃止する。

(1) 東京農業大学／東京農業大学短期大学部における動物実験に関する指針(平成17年10月1日施行)

(2) 東京農業大学／東京農業大学短期大学部動物実験委員会規則(平成17年10月1日施行)

(3) 東京農業大学／東京農業大学短期大学部における動物実験の倫理の原則(平成17年10月15日施行)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 動物実験等における倫理の原則(第8条第2項及び第13条関係)

1. 動物実験等は、代替する実験方法がない場合、又は動物実験等を不可避とする特別な理由がある場合に限り実施する。
2. 動物実験等の実施にあたっては、生命を用いて実験を行っていることを常に意識し、動物に対して愛情と感謝の気持ちを持って接しなければならない。
3. 動物が被る苦痛の程度より研究・教育の意義の方が大きいと判断されなければ動物実験等を行ってはならない。
4. 研究目的に適合した動物を実験に使用する。
5. 動物実験等に使用する動物は、最小限とする。
6. 実験責任者及び実験実施者は、実験動物に不必要な苦痛を与えてはならない。
7. 苦痛を伴う実験は、苦痛の強さと持続時間を最小限に留めるように努めなければならない。
8. 実験責任者及び実験実施者は、苦痛度の高い動物実験等あるいは致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から実験動物を解放するためのエンドポイント(実験打ち切りの時期)を実験計画段階で設定しなければならない。
9. 予想に反して軽減できない重度の苦痛を被っていると推定される場合には、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)及び「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)の定めるところにより、直ちに安楽死処分しなければならない。
10. 実験手法の検討において、実験責任者及び実験実施者は、実験手技の経済性や容易さを基準にするのではなく、実験動物が被る苦痛が少ない方法を採用する。
11. 苦痛や病的な影響をきたすような長時間の物理的な保定は、代替できる実験手技がない場合のみ行う。
12. 重度の苦痛を伴う実験処置を繰り返し行ってはならない。
13. 実験、実習、演習などの授業においては、別に定める「倫理基準による実験のカテゴリー」に示す軽度のカテゴリーに留める。
14. 不必要な繁殖を行ってはならない。
15. 動物実験等が終了した実験動物は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)の定めるところにより、速やかに安楽死処分するか、もしくは適切に飼養するものとする。

別表2 実験動物及び展示動物の検疫並びに微生物的品質に関する基準(第11条関係)

1. マウス，ラット等の齧歯類については，原則として定期的に微生物モニタリングを行っている実験動物販売業者あるいは研究機関から導入するものとする。また，実験動物の飼養中には，必要に応じて微生物モニタリングを行い，微生物の感染を防止するように努めなければならない。
2. 家畜及び家禽については，法定伝染病及び届出伝染病に感染していないことを実験責任者が確認したうえで導入することとする。また，実験動物の飼養中には，上記の感染を防止するように努めなければならない。
3. それ以外の動物種については，原則として実験動物販売業者あるいは研究機関から導入するものとする。なお，実験責任者は，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に係る病原菌等に感染していないことを確認した上で導入することとする。また，実験動物の飼養中には，前述の感染を防止するよう努めなければならない。